

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「アール・イー・ジャパン株式会社 確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)第38条に基づき、アール・イー・ジャパン株式会社(以下「REJ」という。)が実施する建築基準法(昭和25年法律第201号以下「法」という。)第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務(以下「確認検査の業務」という。)の業務に係る1件当たりの申請手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認、中間検査又は完了検査の手数料)

第2条 申請手数料は、本表による。

単位：円

区分	床面積区分	確認(電子)	確認	中間(電子)	中間	完了(電子)	完了
法第6条第1項第3号で審査検査省略を受けるもの (特殊建築物を除く。)	100㎡以下	40,000	50,000	40,000	50,000	48,000	60,000
	200㎡以下	44,000	55,000	44,000	55,000	56,000	70,000
地上2階以下の木造一戸建て住宅で、構造仕様規定によるもの(部分計算した場合は許容応力度計算したものに準じる)	100㎡以下	60,000	75,000	56,000	70,000	60,000	75,000
	200㎡以下	72,000	90,000	60,000	75,000	68,000	85,000
	300㎡以下	88,000	110,000	64,000	80,000	72,000	90,000
地上3階以下の木造一戸建て住宅で、許容応力度計算によるもの	100㎡以下	80,000	100,000	56,000	70,000	56,000	70,000
	200㎡以下	96,000	120,000	60,000	75,000	60,000	75,000
	300㎡以下	112,000	140,000	64,000	80,000	64,000	80,000
上記以外のもの	100㎡以下	72,000	90,000	48,000	60,000	56,000	70,000
	200㎡以下	84,000	105,000	52,000	65,000	64,000	80,000
	300㎡以下	96,000	120,000	56,000	70,000	88,000	110,000
	500㎡以下	104,000	130,000	80,000	100,000	96,000	120,000
	1,000㎡以下	120,000	150,000	136,000	170,000	144,000	180,000
	2,000㎡以下	200,000	250,000	160,000	200,000	240,000	300,000
	3,000㎡以下	280,000	350,000	176,000	220,000	264,000	330,000
	4,000㎡以下	360,000	450,000	200,000	250,000	280,000	350,000

5,000 m ² 以下	400,000	500,000	240,000	300,000	320,000	400,000
6,000 m ² 以下	440,000	550,000	256,000	320,000	344,000	430,000
7,000 m ² 以下	480,000	600,000	280,000	350,000	360,000	450,000
8,000 m ² 以下	520,000	650,000	296,000	370,000	384,000	480,000
9,000 m ² 以下	536,000	670,000	312,000	390,000	392,000	490,000
10,000 m ² 以下	560,000	700,000	320,000	400,000	400,000	500,000
10,000 m ² 超	見積提示による合議とする。					

2. 電子とは、一の申請を当社業務規程で定める電子申請システムで行い、かつ、証書等の電子交付をするもの（メール等の媒体を除く）
3. 新築工事における建築物に適用する。
4. 上記の表を基本手数料とし、その他オプションは別表による。
5. 遠隔地における検査業務については検査業務等旅費規程に定める額を一の申請事に検査手数料に加算する。
6. 中間検査及び完了検査は1回あたりの手数料とする。
7. 増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更については、同一敷地内の全ての建築物等の検査済証が交付されており、かつ、既存建築物の現況調査ガイドライン（令和6年12月）に基づく報告書（当社が指定する調査会社が作成したものに限り。）が添付されているもの、若しくはこれに代わる報告書等として当社が認めるものが添付されているものについては、各号の床面積の120%の額とする。
 - 一 増築又は改築を行う建築物
 - イ 確認申請書第4面第12欄において申請以外の床面積がある場合 申請部分の面積に申請以外の面積の2分の1を加算した合計とする。
 - ロ 同一敷地内に用途上不可分の建築物が別にある場合は、イに関わらず別途見積りとする。
 - 二 大規模の修繕、又は大規模の模様替を行う建築物 当該建築物の延べ床面積の合計の2分の1とする。
 - 三 用途変更を行う建築物
 - イ 確認申請書第4面第12欄の申請部分の床面積とする。ただし、申請以外の床面積がある場合は、申請部分の床面積に申請以外の部分の床面積の2分の1を加算した合計とする。
 - ロ 第一号イ又は第二号と併願する場合は、第一号を適用する。
 - ハ イ又はロによる算定した面積が実状に依っていないと、REJが認める場合は、別途見積りとする。
 - 四 直前の確認による検査済証の処分が、REJ以外の者から受けている場合の第一号イ、第二号及び第三号イの規定中「2分の1」は適用しない。
8. 計画の変更をする場合の手数料の算定方法（変更前の原形をとどめないもの又は、直前の確認がREJ以外の者から受けているものを除く。）は、次の各号によるものとする。この場合において、算定した額が10,000円未満となる場合は、10,000円とし、1,000円未満の端数が生ずる場合は1,000円以下の額を切り捨てる。
 - 一 上記により算定した額の1/2の額を適用する。
 - 二 計画変更により第3項の適用を受けるものは、当該例により算定した額も適用する。

省エネ仕様基準又は誘導仕様基準による加算

単位：円

区分	加算額
3階以下の木造一戸建ての住宅	加算なし
上記以外の一戸建ての住宅	20,000
共同住宅等	住戸数×5,000

構造適判不要審査（ルート2基準、小規模伝統的木造建築物等基準）による加算 ※構造棟数ごと 単位：円

床面積区分	加算額
500 m ² 以下	100,000
500 m ² 超 2000 m ² 以下	150,000
200 m ² 超 5000 m ² 以下	200,000
5000 m ² 超 10000 m ² 以下	250,000
10000 m ² 超	別途見積もりによる

耐火検証法、防火区画検証法、避難安全検証法、限界耐力計算法等の加算 単位：円

耐火検証法、防火区画検証法、避難安全検証法等	別途見積もりによる
限界耐力計算法等	別途見積もりによる

省エネ適合判定等による完了検査の加算 単位：円

区分	加算額
一戸建ての住宅	加算なし
上記以外のもの	完了検査手数料の50%

2. 一戸建ての住宅とは令130条の3に規定する兼用住宅を含み、木造に限る。
3. 建設評価書の交付を受ける場合は加算しない。
4. 全てが計算対象外の室のみで構成されている場合は、用途によらず33,000円の加算とする。
5. 1,000円未満の額は切り捨てとする。

軽微な変更による審査、完了検査における追加説明書による審査

区分	手数料
規則第3条の2に係る軽微な変更	提出1回当たり3,000円
完了検査における追加説明書に係る机上審査	確認審査手数料の1/2の金額

2. 検査の前に提出された軽微な変更届については、検査の申請時に検査手数料に加算する。
3. 完了検査の指摘として軽微な変更説明書を求める場合も同様とする。
3. 中間検査の結果において計画変更の後の再検査、又は一の完了検査の結果において再検査を要する場合の手数は、検査対象床面積に10分の1を乗じて得た面積として前各項を適用する。
4. 前項において遠隔地における検査業務については検査業務等旅費規程に定める額を検査手数料に加算する。

(建築物に関する仮使用認定の手数料)

第3条 仮使用認定の認定申請に係る手数料の額に係る算定方法は次による。

単単位：円

区分	手数料
1回目	完了検査手数料の80%
2回目以降	完了検査手数料の50%

2. 仮使用認定において省エネ検査を伴う場合は上記の手数料に省エネ適合判定等に係る完了検査の割増料金を加算する。
3. 1,000円未満の額は切り捨てとする。
4. 当該認定において、一の認定を継続するためにあらかじめ変更される場合を想定した仮使用区画が含まれる場合

の額は、前項の額に 35,000 円を加算する。

5. 直前の確認又は中間検査合格証を REJ 以外の者から受けている場合の床面積の算定方法については、基本額に次の条件に係る床面積の合計による額を加算する。
 - 一 第 2 条第 2 項の額
 - 二 第 2 条第 3 項の規定を適用された計画である場合は、当該例により算定した額
6. 仮使用認定を REJ で受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料は前各項を適用した額とする。
 - 一 仮使用部分の区画の位置に変更がなく、当該部分の変更をする場合は、前項を適用した額に 50% を乗じた額とする。
 - 二 仮使用認定を行う部分（床面積）が増加する部分を含む場合は、当該増加する床面積以外の部分の床面積に対する額と、当該増加する床面積に対する額を合算した額とする。
 - 三 規則第 3 条の 2 に該当する軽微な変更による認定手数料の額は、35,000 円とする。
7. 仮使用認定を REJ 以外の者から受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料の前項各号の規定は、前項本文中「適用した額」とあるのは「適用した額に 1.5 倍を乗じた額」と、第一号中「50%」とあるのは「75%」と、第二号中「床面積以外の部分の床面積」とあるのは「床面積以外の部分の床面積に 1.5 倍を乗じた額」と、第三号中「35,000 円」とあるのは「60,000 円」とそれぞれ読み替えて適用する。
8. 仮使用に係る検査において、完了検査を受けようとする機関が異なる場合で、仮使用認定に係る検査に当該機関の同行を要する場合は、前各項の額に当該機関の完了検査に係る額を申し受けする。

(指定建築設備等に関する確認、完了検査及び仮使用認定の手数料)

第 4 条 指定建築設備の確認、完了検査及び仮使用認定の手数料は、次表による。

単位：円

申請対象物（1基ごと）	確認	計画変更	完了検査基本額	再検査	仮使用認定	建築と同時認定
エレベーター又はエスカレーター	38,000	19,000	32,000	18,000	36,000	28,000
型式部材等製造者認証であるエレベーター	20,000	10,000	20,000	10,000	30,000	24,000
小荷物昇降機（フロアタイプのものに限る）	36,000	18,000	32,000	18,000	30,000	24,000
第 1 2 条 3 項の規定による特定行政庁が指定する建築設備	38,000	15,000	32,000	15,000	45,000	35,000

2. 前項の手数料の算定方法は、次の各号による。

- 一 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の計画変更は、本表の「確認基本額」の欄の額とする。
- 二 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の完了検査は、本表の「完了検査基本額」に「確認基本額」による額を加算した額とする。
- 三 完了検査の結果、一の検査において再検査を要する場合は、本表の「再検査」の欄の額とする。
- 四 建築物又はその敷地と合わせて仮使用認定を行う場合は、本表の「建築と同時認定」の欄の額とする。
- 五 仮使用認定において直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合は、本表の額に確認に係る基本額を加算した額とする。
- 六 前各項に定めるもののほか、前条第 8 項の規定を準用する。

(指定工作物に関する確認、完了検査及び仮使用認定の手数料)

第5条 指定工作物の確認、完了検査及び仮使用認定の手数料は、次表による。

単位：円

申請対象物		確認基本額	計画変更	完了検査 基本額	再検査	仮使用認定 基本額	建築と同時 認定
令138条第1 項に掲げるも の	高さが13三課 (擁壁におい ては5m以 下)	30,000	15,000	32,000	16,000	35,000	28,000
	高さが13mを 超(擁壁にお いては5m 超)	47,000	25,000	48,000	25,000	70,000	56,000
令第138条第 2項及び第3 項に掲げるも の	遊戯施設	380,000	190,000	380,000	200,000	560,000	—
	上記以外のも の	47,000	25,000	49,000	25,000	72,000	—

2. 前項の手数料の算定方法は、次の各号による。

- 一 新築による場合 申請対象物ごとの区分に応じた額とする。
- 二 上記以外の場合 申請対象物が、2基あるものとみなした額とする。
- 三 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の計画変更は、本表の「確認基本額」の欄の額とする。
- 四 直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合の完了検査は、本表の「完了検査基本額」に「確認基本額」による額を加算した額とする。
- 五 完了検査の結果、一の検査において再検査を要する場合は、本表の「再検査」の欄の額とする。
- 六 建築物又はその敷地と合わせて仮使用認定を行う場合は、本表の「建築と同時認定」の欄の額とする。
- 七 仮使用認定において、直前の確認の処分が REJ 以外の者から受けている場合は、本表の額に確認に係る基本額を加算した額とする。
- 八 前各項に定めるもののほか、第4条第8項を準用する。

(出張旅費)

第6条 遠隔地として REJ が指定する区域に完了検査、中間検査又は仮使用認定を依頼する場合、第3条の「対象床面積」に応じて、別に定める出張旅費規程による額を検査手数料に加算する。

2 第5条及び第6条の出張旅費については、出張旅費規程第3条の規程中 200㎡以下として加算する。

3 複数の検査について、対象建築物等が同日及び連続し、かつ、出張旅費規程の別表で定める同一方面に出張して REJ が合理的に検査を行うことのできる場合の前2項の適用については、建築主、築造主、若しくは設置者、又は工事監理者に係るもの場合は出張旅費を一の検査業務とみなすことができる。

4 前項の適用において、対象建築物等の検査地が出張旅費規程の別表で定める区分のうち2以上の区分にわたる場合の前項の適用については、もっとも遠方の区分による。

(確認済証等の証明書の交付)

第7条 何人であっても、REJ に対して確認済証の証明を願い出ることができる。また、REJ は、この願い出により確認済証等の証明書を発行しなければならない。

2 前項の証明書の発行に係る必要な事項は、次による。

- 一 証明書の発行の願い出は、REJ が別途定める様式で行うこと。
- 二 証明書の発行手数料は 1 通あたり 2,000 円とする。
- 三 手数料の収納方法は、業務規程第 40 条及び第 41 条を準用する。
- 四 手数料の支払い期日は、願い出た日とする。

(雑則)

第 8 条 REJ は、市場価格等を勘案し、各手数料の額を変更することができる。

(補則)

第 9 条 この規程に定めのない規定は、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議して定めるものとする。

2 この規程で想定していない特殊な審査を要求されるもの、又は定めのない特殊な構造方法を用いた建築物、指定建築設備若しくは指定工作物について、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議して第 2 条から第 6 条までの額を変更することができる。

附則

制定時

(施行期日)

この確認検査業務手数料規程は、平成 17 年 7 月 15 日から施行する。

第 2 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

第 3 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

第 4 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

第 5 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

第 6 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 21 年 1 月 15 日から施行する。

第 7 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

第 8 回目改定時

(施行期日)

この規程は平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

第9回目改定時 平成 24 年 6 月 12 日

(施行期日)

この規程は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

第 10 回目改定時 平成 26 年 4 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更、中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は、従前の例による。

2 改正前の規定において、「ポイント」とあるのは、平成 26 年 6 月 30 日（以下「基準日」という。）を期限として廃止する。ただし、基準日が到来する日までの第 2 条から第 6 条までの規定中「手数料」とあるのは、「手数料及びポイント」と読み替えて適用し、ポイント数は従前の例による。

3 改正前の規定において、「景品等の交換」については、平成 26 年 6 月 30 日を期限として廃止する。

4 この改正規程の適用の際、現に第 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約している者に係る確認検査の業務について、本則第 2 条から第 6 条中、徴収規定に限りこの規定を適用する。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第 11 回改定時 平成 27 年 6 月 1 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定を適用する場合を除く。）、中間検査及び完了検査の手数料に係る適用は、従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第 12 回改定時 平成 27 年 10 月 22 日

(施行期日)

第 1 条 この規程は平成 27 年 10 月 22 日に、確認申請においては事前審査の引受け日から、中間検査、完了検査又は仮使用認定においては、当該業務の引受け日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正前の規定の適用の際、現に REJ が確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（法第 6 条の 3 第 1 項ただし書の規定を適用する場合を除く。）に係る適用は、従前の例による。

(個別契約特約条項の更改等)

第 3 条 本則第 10 条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJ と申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

(第 10 回改正時の附則第 2 条第 1 項、及び第 11 回改正時の附則第 2 条の改正)

第 4 条 第 10 回改正時の附則第 2 条第 1 項、及び第 11 回改正時の附則第 2 条中「、中間検査及び完了検査」を削る。

第13回改定時 平成28年4月18日（一部平成28年4月25日）

（施行期日）

第1条 この規程は平成28年6月1日から施行する。

第14回改定時 平成28年10月1日

（施行期日）

第1条 この規程は平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正前の規定の適用の際、現にREJが確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（ルート2、特定天井、高度な構造計算及び検証方法又は天空率の規定を適用するものを除く。）に係る適用は従前の例による。

（個別契約特約条項の更改等）

第3条 本則第10条の個別契約に係る更改又は解約について、経済事情及び市場価格等を勘案し、REJと申請者又は申請者の代理人と協議のうえ行うものとする。

第15回改定時 平成29年5月10日

（施行期日）

第1条 この規程は平成29年5月10日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正前の規定の適用の際、現にREJが確認した対象建築物について、引き続き行う計画変更（省エネ判定、ルート2、特定天井、高度な構造計算及び検証方法又は天空率の規定を適用するものを除く。）に係る適用は従前の例による。

第16回改定時 平成30年2月1日

（施行期日）

第1条 この規程は平成30年2月1日から施行する。

第2条 改正前の規定の適用の際、現にREJが確認した対象建築物についても、完了検査、中間検査及び仮使用認定から適用する。

第17回改定時 平成30年10月1日

（施行期日）

第1条 この規程は平成30年10月1日に確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、当該業務の引受け日から適用する。

（経過措置）

第2条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第3条 この改正規程の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約している者に係る確認検査の業務について、本則第2条及び第3条の規定を適用する。

第18回改定時 平成31年（2019年）1月7日

（施行期日）

第1条 この規程は平成31年1月7日に確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、当該業務の引受け日から適用する。

（経過措置）

第2条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む。）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第3条 この改正規定の適用の際、現に第10条第1項に規定する個別特約を適用し契約しているものに係る確認検査の業務について、本則第2条及び第3条の規定を適用する。

第 19 回改定時 令和元年（2019 年）10 月 1 日

（施行期日）

第 1 条 この規定は令和元年 10 月 1 日に、この規定における業務の引受け日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 改正前の規定の適用の際、この規定に係る業務における手数料があらかじめ収納されているもの場合は、従前の例による。

第 3 条 この改正規定の適用の際、現に 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約しているもので同特約に含まれないもの、又は延べ面積の合計が 500 ㎡を超えるものについては、新料金を適用する。

第 20 回改定時 令和 2 年 4 月 1 日

（施行期日）

第 1 条 この規定は令和 2 年 4 月 1 日に、この規定における業務の引受け日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 改正前の規定の適用の際、この規定にかかる業務における手数料があらかじめ収納されているもの場合は、従前の例による。

第 3 条 この改正規定の適用の際、現に第 10 条第 1 項に規定する個別特約を適用し契約しているもので同特約に含まれないもの、又は延べ面積の合計が 500 ㎡を超えるものについては、新料金を適用する。

第 21 回改定時 令和 5 年 7 月 1 日

（施行期日）

第 1 条 この規定は令和 5 年 7 月 1 日に確認申請（計画変更を含む）、完了検査及び中間検査において当該業務の引受け日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。

第 22 回改定時 令和 7 年 4 月 1 日

（施行期日）

第 1 条 この規定は令和 7 年 4 月 1 日に確認申請（計画変更を含む）、完了検査及び中間検査において当該業務の引受け日から適用する。

（経過措置）

第 2 条 改正前の規定の適用の際、確認申請（計画変更を含む）、完了検査及び中間検査において、あらかじめ手数料が収納されているもの場合は、従前の例による。